

(参 考)

新たな保育業務の総合的な見直し方針（案）との比較表

No.	ページ	新たな保育業務の総合的な見直し方針（案） 【令和4年1月修正版】	新たな保育業務の総合的な見直し方針	備 考
1	1	令和4年1月	令和4年5月	時点修正
2	1	新たな保育業務の総合的な見直し方針（案）【令和4年1月修正版】	新たな保育業務の総合的な見直し方針	「方針」として決定
3	1	1 現状と課題 (1) これまでの経過 (前略) … このような中、本市の保育業務の総合的な見直しに係る現状は、令和4年4月に公立保育園5園中2園を民営化するという方針を持ち、公立保育園運営協議会において、保護者への説明・協議を行うべく協議しているところ、本市においては、保育業務の総合的な見直し（公立保育園民営化）は進めるべき課題であるとの認識の下、あらゆる可能性を排除せず、スケジュール等必要な見直しを行うこととなっている。	1 現状と課題 (1) これまでの経過 (前略) … このような中、本市の保育業務の総合的な見直しに係る現状は、令和4年4月に公立保育園5園中2園を民営化するという方針を持ち、公立保育園運営協議会において、保護者への説明・協議を行うべく協議してきたところである。その後、令和元年11月13日に開催された市議会厚生文教委員会の市長発言に基づき、市として保育業務の総合的な見直し（公立保育園民営化）は進めるべき課題であるとの認識の下、あらゆる可能性を排除せず、スケジュール等必要な見直しを行うこととなっている。	一文を二文に分割し、分かりやすい文章に修正

(2) 小金井市を取り巻く課題

ア 待機児童（保育の量に関する課題）

（前略）…

市はこれまで、安心して子どもを預けて働くことができるよう、待機児童の解消に向け保育定員（認証保育所を含む。）の拡充に努め、平成26年4月の1,741人から、令和3年4月時点で3,688人となり、定員数は7年間で約2.1倍の拡充を行ったところである。これにより、平成26年4月時点で257人まで増加した待機児童数は、令和3年4月時点で41人まで減少した。

希望するにもかかわらず、入所できない待機児童の解消（特に1歳児対策）は、引き続き課題ではあるものの、この間の未就学児人口、特に0歳児人口が減少傾向にあることや、令和3年4月時点で市内認可保育所及び小規模保育所（特定地域型保育事業）において0歳児に51人の空きが生じたこと、さらに令和4年4月に4園の新規開設（0歳～5歳で計267人の保育定員増）を予定していることから、保育の量に係る課題は解消に

(2) 小金井市を取り巻く課題

ア 待機児童（保育の量に関する課題）

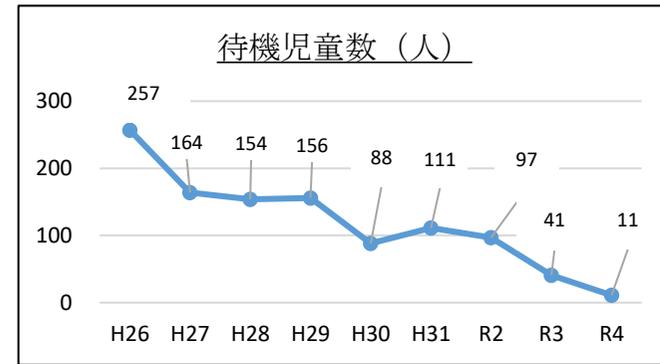
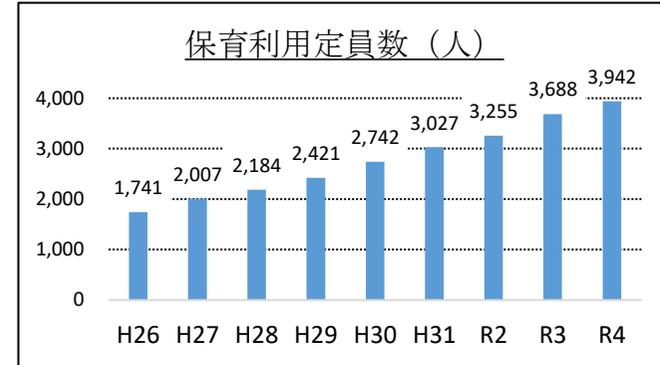
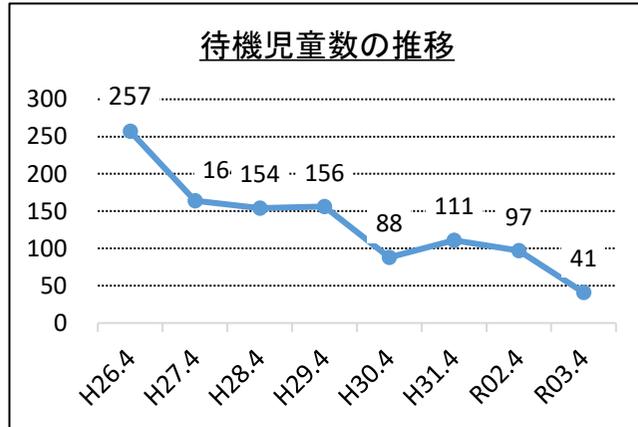
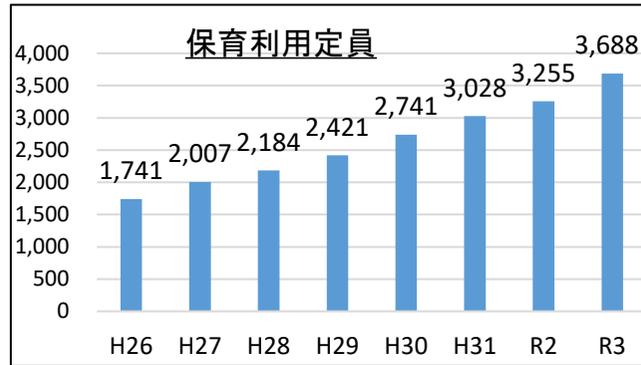
（前略）…

市はこれまで、安心して子どもを預けて働くことができるよう、待機児童の解消に向け保育定員（認証保育所を含む。）の拡充に努め、平成26年4月の1,741人から、令和4年4月時点で3,942人となり、定員数は8年間で約2.3倍の拡充を行ったところである。これにより、平成26年4月時点で257人まで増加した待機児童数は、令和4年4月（速報値）の時点で11人まで減少した。

希望するにもかかわらず、入所できない待機児童の解消（特に1歳児対策）は、引き続き課題ではあるものの、この間の未就学児人口、特に0歳児人口が減少傾向にあることや、令和4年4月時点で市内認可保育所及び小規模保育所（特定地域型保育事業）において0歳児に74人の空きが生じたことから、保育の量に係る課題は解消に向かっていると言える。

時点修正及び用語の整理

向かっていると言える。



5

3

イ 保育ニーズの多様化

(前略) …

市において、これらのニーズに応えるため、「のびゆくこどもプラン 小金井（第2期小金井市子ども・子育て支援事業計画）」を着実に推進してい

イ 保育ニーズの多様化

(前略) …

市において、これらのニーズに応えるため、「のびゆくこどもプラン 小金井（第2期小金井市子ども・子育て支援事業計画）」を着実に推進してい

		<p>くことが求められるとともに、「<u>小金井市すこやか保育ビジョン</u>」(令和3年3月。以下「<u>すこやか</u>という。))にて示した今後取り組むべき保育施策の方向性に係る新たな事業の構築が必要となっている。</p>	<p>くことが求められるとともに、「<u>小金井市すこやか保育ビジョン</u>」(以下「<u>すこやか</u>という。))にて示した今後取り組むべき保育施策の方向性に係る新たな事業の構築が必要となっている。</p>	用語の整理
6	4	<p>(4) 公立保育園における課題</p> <p>イ 施設(建物)の課題</p> <p>(前略) …</p> <p>市は、公立保育園運営者として、子どもたちの命を守り、安全で安心な保育を続けることはもちろんのこと、良質な保育を実施することは、何よりも優先すべきことであり、<u>公共施設総合管理計画(平成29年3月策定)</u>では、<u>市として公立保育園を建て替える方向性はなく、公共施設個別設計画(令和3年3月策定)</u>においては、<u>くりのみ保育園は「検討」との記載となっている。</u></p>	<p>(4) 公立保育園における課題</p> <p>イ 施設(建物)の課題</p> <p>(前略) …</p> <p>市は、公立保育園運営者として、子どもたちの命を守り、安全で安心な保育を続けることはもちろんのこと、良質な保育を実施することは、何よりも優先すべきことである。<u>市の公共施設全体に対する方針を示す公共施設等総合管理計画(令和4年3月改定)</u>では、<u>くりのみ保育園、わかたけ保育園及びさくら保育園については今後段階的に縮小したのちに廃園する方針案を提案していることについても記載している。</u></p>	時点修正及び用語の整理
7	6	<p>(5) 他自治体の動向</p> <p>(前略) …</p> <p>多摩26市における市立保育園(認可保育所)の</p>	<p>(5) 他自治体の動向</p> <p>(前略) …</p> <p>多摩26市における市立保育園(認可保育所)の</p>	

		<p>状況は、平成8年4月においては、492園中202園（41.1%）が市立保育園であったところ、<u>令和2年4月現在、863園中146園（16.9%）</u>となっており、市立保育園自体の数は減少傾向にある。また、26市中4市が市立保育園を有していない一方で、平成8年4月から今日に至るまで市立保育園の数が変わらないのは26市中本市のみとなっている。</p>	<p>状況は、平成8年4月においては、492園中202園（41.1%）が市立保育園であったところ、<u>令和3年4月現在、869園中138園（15.9%）</u>となっており、市立保育園自体の数は減少傾向にある。また、26市中4市が市立保育園を有していない一方で、平成8年4月から今日に至るまで市立保育園の数が変わらないのは26市中本市のみとなっている。</p>	時点修正
8	7	<p>3 新たな見直し方針</p> <p>(1) 見直し理由</p> <p>ア } 省略 イ } ウ }</p> <p>エ 公立保育園の施設の<u>建替え</u>及び運営経費については、国や東京都からの財政援助がなく、公費については全額市負担であること。</p>	<p>3 新たな見直し方針</p> <p>(1) 見直し理由</p> <p>ア } 省略 イ } ウ }</p> <p>エ 公立保育園の施設の<u>建て替え</u>及び運営経費については、国や東京都からの財政援助がなく、公費については全額市負担であること。</p>	用語の整理
9	8～9	<p>(7) 跡地利用（くりのみ保育園及びさくら保育園）</p> <p>これまで長い間、小金井の子どもたちのために活用してきたことを踏まえつつ、小金井市の未来のために、より有益な活用ができるよう、今後、<u>将来を見据</u></p>	<p>(7) 跡地利用（くりのみ保育園及びさくら保育園）</p> <p><u>廃園後の跡地</u>については、<u>売却を前提とせず</u>、これまで長い間、小金井の子どもたちのために活用してきたことを踏まえつつ、小金井市の未来のために、</p>	跡地利用に関する考え方及び今後

		<u>えて検討していくものとする。</u>	より有益な活用ができるよう、今後、 <u>市民参加も交え、将来を見据えて検討していくものとする。</u> <u>なお、検討スケジュールについては、令和6年度末までに策定し、公表することとする。</u>	の進め方について追記
10	9	(8) 保育定員の確保に関する考え方 当該3園分に相当する保育定員の <u>確保</u> については、今後の待機児童の状況も十分踏まえながら、必要に応じて私立保育園（認可保育所）の整備又は定員拡充によって補うものとする。	(8) 保育定員の確保に関する考え方 当該3園分に相当する保育定員の <u>確保</u> については、 <u>今後の待機児童の状況も十分踏まえながら、必要に応じて私立保育園（認可保育所）の整備又は定員拡充によって補うものとする。</u>	用語の整理
11	10～11	5 2園の段階的縮小期間の運営に係る基本的な考え方 (1) } 省略 (2) } (3) } (4) 在園児童及び保護者への対応 ア 転園申請における入所指数の配慮 令和4年10月入所から令和10年3月入所までの間、くりのみ保育園及びさくら保育園在園児が他園に転園する際には、 <u>入所指数の面で配慮を行う。</u> <u>なお、入所指数については毎年度見直しを行っ</u>	5 2園の段階的縮小期間の運営に係る基本的な考え方 (1) } 省略 (2) } (3) } (4) 在園児童及び保護者への対応 ア 転園申請における入所指数の配慮 令和4年10月入所から令和10年3月入所までの間、くりのみ保育園及びさくら保育園在園児が他園に転園する際には、 <u>以下を基本に入所指数の面で配慮を行う。</u>	体裁及び用語の整理

ているため、具体的な内容については、令和4年10月入所申請に間に合うように決定するものとする。

【参考：現時点で予定している配慮内容（案）】

- ① 転園希望「▲10」の適用除外
- ② 同時申請「+1」の適用…転園申請を含む場合、本来適用しない項目であるが、本件のみ適用する。
- ③ 特例申請「+1」の新設…くりのみ保育園及びさくら保育園の在籍児童の転園申請と、未入園の下の子の同時申請に対して、上記①・②に加えさらに加点を行う。

- ① 転園申請における減点の適用除外
- ② 同時申請における加点の適用…転園申請を含む場合、本来適用しない項目であるが、本件のみ適用する。
- ③ 新たな加点の新設（特例申請）…くりのみ保育園及びさくら保育園の在籍児童の転園申請に対して、上記①・②に加え更に加点を行う。

（参考：配慮を適用した場合と現状との比較）

項番	項 目	令和4年4月	
		現在	変 更 後
①	転園申請	▲10適用	▲10適用除外
②	同時申請	+1適用除外	+1適用
③	特例申請	加点なし	+1適用

用語の整理及び加点対象の見直し

表の追加

1 2

1 4

(別表)

(別表)

		保育サービスの拡充概要（案）	保育サービスの拡充概要	「案」を削除
--	--	----------------	-------------	--------